

〈論 説〉

ヨーロッパ委員会による‘集合的正メカニズムに関する勧告’について

—大規模紛争処理メカニズムとしてのアメリカ様式の
クラス・アクションの導入の否認を巡って—

松 田 健 児

目 次

1. はじめに
2. 大規模紛争処理に対するヨーロッパ的アプローチの形成を促した幾つかの考慮
3. 集合的正メカニズムの主要な原理
4. 集合的正メカニズムの特徴点と構造
5. 結び — ヨーロッパの集合的正メカニズムが内包する問題点

1. はじめに

ヨーロッパ委員会（以下、委員会）は、2013年6月11日‘集合的正メカニズムに関する勧告’（Recommendation on Collective Redress Mechanisms、以下、勧告）¹⁾を採択し、公表した。委員会は、同勧告において、ヨーロッパ連合法（European Union Law。以下 EU 法）に従って市民や企業に付与される諸権利を侵害する同一の違反行為が多数の市民や企業を加害する大規模紛争

1) ヨーロッパ連合のソフト・ローをなすものとして提案された‘集合的正メカニズムに関する勧告’の正式名は‘Commission Recommendation of 11 June 2013 on common principles for injunctive and compensatory collective redress mechanisms in the Member States concerning violations of rights granted under Union Law, 2013/396/EU’である。本‘勧告’はヨーロッパ連合機能条約292条を根拠として委員会によって採択された一個の法的行為（a legal act）である。それ故、通常の共同決定手続に基づく立法行為ではないため法的拘束力はない。

の処理と解決のために、アメリカ合衆国において優勢なクラス・アクション²⁾の導入を否認し、構成国内において市民や企業が侵害された権利の強行を可能とし、正義へのアクセス (access to justice) を促進する ‘集合的正メカニズム’³⁾ の導入を提案している。また、委員会は、すでに構成国内に導入されている大規模紛争処理メカニズムの相違と多様性を考慮し、立法行為による調和化措置の方式においてではなく、法的行為としての勧告の方式において構成国が同メカニズムの導入のために制度設計を行う際に考慮すべき EU 構成国に共通の、拘束力を持たない諸原理を提示した。

委員会はさらに、勧告においてなされた政策決定と法的行為の内容を EU 内部の諸機関に対して伝達するために ‘集合的正のための一ヨーロッパの水平的枠組へ向けて’⁴⁾ と題したコミュニケーションを公表した (以下、伝達)。同文書は、集合的正メカニズムがどの様にして委員会の立法作業プログラムに登場し、如何なる方式の集合的正メカニズムが EU の法制度と 27 の構成国の法秩序に適合しうるかを特定するため 2011 年にパブリック・コンサルテーションが実施されるまでの経緯、さらにパブリック・コンサルテーションにおいて

2) クラス・アクションとは、アメリカ合衆国連邦民事訴訟規則 23 条および 28 条に規定されているが、ある当事者が自身だけではなく自身と同種の利害を有する一定範囲の部類 (クラス) の他者をも代表して訴訟を遂行する大規模紛争処理メカニズムである。

3) 本稿は redress の語を救済ではなく、是正と訳することにする。なぜならば、第 1 に、一般的に redress の語は関連する文献において、Alternative Dispute Resolution 代替的紛争解決の ‘解決’ を意味する resolution と等置される語であること、第 2 に、本勧告においても、redress の語は、collective redress の観念が集合的になされる違法行為のインジャンクションおよび補償の請求の可能性を確保する法的メカニズムとして定義されていることに照らすならば (Recommendation, II.3. (a))、インジャンクション請求や補償請求のための集合訴訟 (collective actions) の裁判所内手続の他に、ADR 等の裁判所外手続を含む観念を構成する語として使用されているために、remedy (救済) よりも広範な意味を有する語として理解されうること、第 3 に、collective redress mechanism は、本稿で明らかになるように、大規模紛争事件における被害者と加害者との間に存在する、市場への経済的影響力の不均衡を redress 是正することを目的としている、と考えられるからである。また、右の考慮に基づき、access to justice の語は、司法 (あるいは、裁判所) へのアクセス (権) よりもより広範な観念を指示することを表現できるものとするために、正義へのアクセス (権) と訳すこととする。

4) Communication from the Commission to the European Parliament, the

市民、産業界や構成国等によって表明された諸見解を紹介し、同メカニズムに関する中心的争点についての委員会の見解を解説している。これらの2個の文書およびそれらにおいて引証されている文書、特に、委員会が2011年のパブリック・コンサルテーションのために公表した『作業文書：集合的正に対する首尾一貫したヨーロッパ的アプローチ』⁵⁾（以下、作業文書）は、大規模紛争処理に対するヨーロッパ的アプローチとしての集合的正メカニズムの形成過程とその枠組みを認識し、理解するために有用な諸資料を提供している。

本稿は、上記の勧告と伝達および他の文書を利用しながら、先ず、①集合的正に対するヨーロッパ的アプローチは如何なる考慮に促されて形成されているのかを明らかにし、次に、②‘集合的正メカニズム’の主要な原理を記述する。続けて、③集合的正メカニズムの特徴点と構造を析出し、最後に、④大規模紛争処理に対するヨーロッパのアプローチが内包する課題を指摘することを目的とする。

以下の本稿における記述によって、EU域内に導入される‘集合的正メカニズム’がヨーロッパに特有な大規模紛争処理メカニズムであることが明らかになるであろう。

2. 大規模紛争処理に対するヨーロッパ的アプローチの形成を促した幾つかの考慮

勧告によって提示されている‘集合的正メカニズム’は大規模紛争処理のための集合的正に対するヨーロッパ的アプローチが具体化したものである。このアプローチにおける‘ヨーロッパ的’なるものは、委員会によって行われてきたは幾つかの考慮事項によって促され、形成されてきている。その主要な考慮事項を伝達および作業文書に基づいて整理するならば、①正義（あるいは、

Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions : Towards a European Horizontal Framework for Collective Redress (COM (2013) 401).

5) Commission Staff Working Document, Public Consultation: Towards a Coherent European Approach to Collective Redress (SEC (2011) 173).

司法)へのアクセス権の保障の強化、②EU法の強行可能性の増大、③濫用的訴訟の回避、④首尾一貫したアプローチの確保、および⑤代替的紛争解決手段を含む単一の集合的正手続の確保の考慮である。

2.1 正義へのアクセスの保障の強化の考慮

EUはリスボン条約体制以降、基本的権利の保障に力点を置いている。EU首脳理事会が2009年に採択したストックホルム・プログラムは、市民および企業(殊に、中小企業)が単一市場法制およびヨーロッパの正義の領域の法制によって与えられている機会や権利を、特に、国境を超える手続において利用する可能性を確保する必要を確認し、正義へのアクセス権の実際的保障を重要な課題として設定している。⁶⁾同文書が、裁判所手続のアクセスをより容易にすることと併せて、代替的紛争解決の手法を改善する努力を行う必要を、特に、消費者保護の領域において強調していることが重要である。⁷⁾

委員会は、伝達において、集合的正手続が正義へのアクセスを改善することを以下のように述べている。すなわち、

「多数の人々がEU法に従って付与される諸権利を侵害すると申立てている一個の行為によって加害を受けたと苦情を述べているが、各個人の損失は各請求に係る潜在的な費用に比較して僅かである場合、それらの類似の請求を一個の集合的正スキームに結集することは損害賠償の請求権者が当該費用の共有を許し、それによって各個人の請求に係る金銭的負担を軽減する。一個の訴訟を集合的に提起できる可能性は潜在的な被害者のより多数の人々がそれらの補償権を追求することを促進する。諸々の構成国の法制度に存在する集合的訴訟の利用可能性—集合的な諾成的紛争解決手法の利用可能性と合わせて—は、それ故、正義へのアクセスの改善に貢献する。」⁸⁾

6) The Stockholm Program : An open and secure Europe serving and protecting citizens (Official Journal C 115 of 4.5.2010)。本プログラムは、2010年から14年までの期間において正義の領域に関する政策を優先課題とすることを明らかにした文書である。同文書の「3.4.1 Providing easier access to justice」を参照。

7) 文書では、正義へのアクセス権を確保するために、国境を超える手続きにおける言語の障壁を克服することを重要課題として挙げている(3.4.1 Providing easier access to justice)。

上記引用からは、委員会が正義へのアクセスの強化のために提案する集合的正は、集合的正メカニズムとほぼ等視し得る‘集合的正スキーム’の語が表わす観念に照らして、裁判所における集合的訴訟 (collective actions) のみを指示するのではなく、集合的な諾成型の代替的紛争解決方式との間において何らかの仕方において連結された裁判所における集合的訴訟を含む観念であることが明らかである。

2.2 EU 法の強行の実効性の確保への貢献の考慮

EU 法の強行ないしは実施の実効性は、従来、構成国の EU 法違反や企業による競争法違反手続の事案においては、委員会によって集権的に、しかし実際には、多くの場合、市民や中小企業の苦情に基づいて開始される公的強行によって確保されてきた。しかしながら、今日では、消費者保護法や環境保護法の分野、さらには競争法の分野における EU 法違反について、構成国の当該当局が EU 違反行為のインjunction⁹⁾請求に関して EU 法の公的強行において重要な役割を果たす事態が展開している。こうして、加盟国の大増によって EU 法の強行事案が増大するに伴って、EU は、現在、EU 法の強行の実効性を確保するためにその権限の集中を排除し、分散化を展開している。集合的正メカニ

8) See op.cit., 2.2.1, at p.7. 集合的正訴訟の利用可能性について、委員会は伝達のこの部分の注 8 として、2011 年のユーロバロメーター Eurobarometer が行った世論調査の結果を記載している。それによれば、構成国の 27 ヶ国において実施された世論調査において 79 %が、もし、他の請求権者と共に訴訟に参加することが可能であれば、裁判所において消費者としての権利を防衛したいと回答している。ユーロバロメーターのオリジナル出典は、Flash Eurobarometer ‘Consumer attitudes towards cross-border trade and consumer protection’, March 2011 である。

9) なお、消費者保護の分野においては、インjunction に関する命令 (the Directive on Injunctions, 8, OJ, L 166, 11.6.1998, p.51.) の結果として消費者保護当局および消費者保護団体は全ての構成国内において当該構成国法上の、また EU 法上の消費者保護に係る準則に違反する取引慣行を終結せしめるためにインjunction の請求を行う当事者適格を有する。また環境法の領域においては、本勧告以前において、オーフス条約 (the Aarhus Convention) が環境保護規範の違反行為に対して構成国が正義へのアクセス権を確保するよう求めていた。すなわち、全ての構成国が何らかの方式の集合的なインjunction の裁判所命令を導入した。その導入によって、NGO は環境保護に係る行政上の決定の合法性審査を求める当事者適格を付与されている。なお、injunction の語は、EU 法においては、英米法における mandatory injunction 作為的イ

ズムは、大規模紛争事件におけるEU法の強行権限に関する委員会や構成国の当該当局への集中を市民や中小企業へ分散し、EU法の私的強行によって強行性の実効性の確保に貢献するものとなるよう設計できることを以下のように述べている。すなわち、

「加えて、潜在的請求権者がEU法に従って付与される諸権利を侵害の可能性に対してより実効的に強行することが出来る場合、これはEU法の水準の全体に貢献する。すなわち、指定された公的当局が公共の利益のための諸準則を強行する権限を有する政策領域においては、公的強行と私的強行は補完的である。すなわち、前者は侵害行為の予防、探知をおよび抑止を目的とし、後者は被害者の補償を確保することを目的としているからである。公的強行の程度がより低く弱い政策領域においても、集合的訴訟はそれらの補償的あるいは予防的機能以外に、さらには抑止的機能にも資するものとなると言つて差支えがないのである。¹⁰⁾」

委員会は、集合的正メカニズムがEU法の公的強行制度と対立し、それを排除するのではなく、補完的に作用しながら、EU法の強行の実効性の確保に貢献するものとすることを考慮している。集合的正メカニズムの制度設計において、公法と私法の補完的協働が考慮されている。

2.3 濫用的訴訟のリスクの回避の考慮

集合的正メカニズムの制度設計において集合的訴訟の乱用を回避することが、委員会内部の検討の当初から、重要な考慮事項となっていた。例えば、司法総局、競争総局および保健・消費者保護総局の3総局の合同で公表された『集合的正に対する首尾一貫したヨーロッパのアプローチ：次の歩み』¹¹⁾には、「集合的正に対するおよそ何らかのヨーロッパのアプローチはその手始めにおいて濫用的訴訟のリスクを回避すべきである。」と述べて、「そのような濫用がア

ンジョンクションおよび prohibitory injunction 禁止的インジョンクションに相当する作為命令と差止命令を指示する概念であるために、作為命令と差止命令とは訳さずにインジョンクションと音訳することにする。

10) See Communication (COM (2013) 401), 2.2.1, at p.7

11) Towards a Coherent European Approach to Collective Redress: Next Steps (SEC (2010) 1192)

メリカ合州国において“クラス・アクション”制度に関して発生してきた」と断じて、次のように続けている。すなわち、

「この方式の集合的正は、諸々の当事者が一個の事件を、その事件がその実体に基づいて十分に根拠づけられない場合においてすら、裁判所に提起するように強度の経済的動機付けを含むのである。こうした動機付けは一組を成す諸要因、具体的には、懲罰的損害賠償の利用可能性、当事者適格に関する制限の欠如（それ故、実質的に、何人も一個の開かれたクラスを成す被害者達の利益のために訴訟を提起できる）、弁護士の成功報酬の可能性、および証拠収集のための広い範囲に及ぶ開示手続の諸要因の一個の帰結である。これらの要因と結び付けられる動機付けから結果する訴訟の濫用リスクの増大の理由のために、私たちは、これらの諸特徴点がヨーロッパの法伝統に馴染まないという信念を抱いている。私たちは、それ故、アメリカ合州国モデルに沿った“クラス・アクション”をEU法秩序に導入することに断固として反対する。一個のヨーロッパ的集合的正スキームは濫用的請求を提起する何らかの経済的動機付けを与えるものとなってはならない。¹²⁾」

委員会はこれらのクラス・アクションの特徴点、すなわち懲罰的損害賠償、成功報酬制度、訴訟当事者の選定と認証手続、審理前の開示手続の特徴点の組み合わせを‘有毒なカクテル’(toxic cocktail)と呼び、これらの特徴点はヨーロッパには導入されるべきではないと断言しているが、委員会が‘濫用的な’と考慮する訴訟は以下の様な場合である。すなわち、

「訴訟は、その訴訟が法順守の企業を、同企業に対して名誉に関する損害を惹き起すために、あるいは、不当な金銭的負担を負わせるために意図的に狙って行われるとき、濫用的であると考慮される。すなわち、単なる違反行為の存在のみの申立は、その違反行為に関する現存あるいは潜在的な請求権者によってその申立の対象となった被告に関してなされる認識に対し

12) See, Joint Information Note, SEC (2010) 1192. 2010 OJ 1932, paras 17, 18.

13) See, Green Paper on Consumer Collective Redress—Questions and Answers, European Commission-MEMO/08/741

てある否定的な影響を有しうるものとなることがある。それ故、法順守の被告は、結局においてただ損害の可能性を防止し、あるいは、最小化するために和解を行う傾向がある。さらに加えて、争点が複雑な事件における法的代理に係る諸費用は、殊に、小規模の経済活動者にとっては、相当な出費となることがある。¹⁴⁾

集合的訴訟の行使が濫用に達する場合とは法を順守している事業者に対して、その名誉を棄損し、あるいは提訴を通じて和解金を引き出すことを意図する集合的訴訟である。

2.4 首尾一貫したアプローチの確保の考慮

2.4.1 構成国の多様な法伝統や異なる法制度の次元における考慮

首尾一貫したアプローチの確保が考慮されたのは、構成国に存在する大規模紛争に関する法制度の多様性と実効性の程度の相違を前提にすれば、もしEU次元において集合的正に対する首尾一貫したアプローチを欠くならば、その欠如がEU法上の諸権利の市民や中小企業による享受を損ない、それらの権利の不均等な強行を生じさせることになる、との懸念であった。委員会は2011年の作業文書において、以下の様に述べている。すなわち、

「一個の首尾一貫したヨーロッパの枠組みは、その手段として異なる構成国の諸々の法伝統を利用しながら、標的とされた分野における（インジャնクションおよび／もしくは補償のための）集合的正の強化を促進するということもあり得る。何れにしても、そのような枠組みはおよそ如何なる分野における集合的正に関する如何なるEUの新たな取組も尊重することになるだろう共通の諸原理を含むべきである。勧告の目的は、その当初から、この〔集合的正〕領域におけるおよそ何らかの可能な提案は、EU法のより実効的な強行を確保する目的に奉仕する一方で、EU法秩序とEU法の強行のためにすでに利用可能な一組の手続き上の救済手段とにうまく適合することを確保することである。」¹⁵⁾

こうして、勧告は構成国に共通の、拘束力をもたない諸原理からなる枠組み

14) Op.cit.,Communication, 2.2.2. at p. 7,8.

15) Op. cit., Working Document (SEC (2011) 173), paral0, at pp. 4-5.

の提示を行うことに止まるものとなった。

2.4.2 委員会内部の次元における考慮

さらに、委員会が勧告において集合的正の制度設計に対する首尾一貫したアプローチを確保するためには、委員会内部において存在する集合的正に対するアプローチの相違をどうのうに解決するかという問題があった。すなわち、競争総局と保健・消費者保護総局が集合的正の制度設計の検討に新たな取り組みを開始して以降、両総局の間において存在している、賠償請求訴訟という方式の裁判手続のみを制度設計への回答とするアプローチを探るか、否かという課題である。

委員会は多年にわたって、競争と消費者保護の分野において集合的正メカニズムの検討を行ってきた。競争総局は反トラスト損害賠償制度の創設に関して、2005年にグリーン・ペーパー¹⁶⁾を、2008年にはホワイト・ペーパー¹⁷⁾を採択したが、代替的紛争解決手続導入の検討を行っていない。それに対し、保健・消費者保護総局は、集合的訴訟手続の創設を含む集合的正スキームを選択肢の一つとする消費者保護の集合的正に関するグリーン・ペーパー¹⁸⁾を2008年に採択していたのである。こうして、勧告は委員会内部の一貫性の欠如を考慮して、集合的正に対する首尾一貫性を与えることのできる原理を提示しなければならない。

2.5 代替的紛争解決手段を含む単一の集合的正手続の確保の考慮

実は、勧告に先立って、2.4.2で問題となっている集合的正に対するアプローチに首尾一貫性を与えることのできる原理の確認が、すでに引用した競争総局と保健・消費者保護総局に司法（あるいは、正義）総局を加えた3総局の共同名義で公表された文書『集合的正に対する首尾一貫したヨーロッパのアプローチ：次の歩み』の「E. 集合的正に関するEUの新たな取り組みを指導する共通原理」においてなされている。

16) Green Paper on Damages Actions for Breach of the EC Antitrust Rules (COM (2005) 672)

17) White Paper on Damages Actions for Breach of the EC Antitrust Rules (COM (2008) 165)

18) Green Paper on Consumer Collective Redress (COM (2008) 794)

同文書は、先ず、ヨーロッパ的アプローチにおいては、正義へのアクセスに係る手続の実効性と効率性の確保がその中核的原理を成すことこう述べている。すなわち、

「補償のための集合的is正に関するおよそ何らかのEUの新たな取組みは、権利の侵害を受けた当事者の補償に対する如何なる権利も実効的かつ効率的に取得されうることを何よりもまず確保することである。¹⁹⁾」。

さらに、同文書は、ヨーロッパ的アプローチに基づく被害者の補償権取得の実効性と効率性の確保は代替的紛争解決手段を含む单一の集合的is正手続を確保することである、と述べている。すなわち、

「大規模請求事態においては、個別の諸請求を单一の集合的is正手続に束ねることは関与当事者に節約の余地を与えるが、それは裁判所のis正スキームと裁判所外のis正スキームの双方の効率性を増大すべきものである。²⁰⁾」

続けて、同文書は、当事者に裁判所外の手続において、また、裁判所手続内において、集合的代替的紛争解決手段に訴え得る可能性が確保されるべきであることを確認して、代替的紛争解決手段の実効性とその結果の公平性は当事者の動機付けに懸っていることをこう述べている。すなわち、

「代替的紛争解決手段の実効性とその結果の公平性は、しかしながら、当該当事者に代替的紛争解決手続の利用への動機付けを与えることに懸っている。それ故、実効的な裁判所の集合的is正制度の利用可能性は、当事者が裁判所外において合意するための強度の動機付けを供与するものとして作用しなければならない。²¹⁾」

上記文書は、ヨーロッパ的アプローチにおいては、EU法上の権利侵害を受けた当事者の補償を受ける権利をより実効的に、かつより効率的に確保するためには、代替的紛争解決手段の利用への当事者の動機付けを確保することが重要であること、および、その確保のために、裁判所の集合的is正手続が代替的紛争解決手段と接続する、单一の集合的is正手続枠組を定立することが考慮され

19) Op. cit. (SEC (2010) 1192), para. 12

20) Ibid., para. 13.

21) Ibid., para. 14.

るべきであることを説示している。

3. 集合的正メカニズムの主要な原理²²⁾

先ず、勧告の構成を確認しよう。勧告は、先ず、リサイタルと呼ばれる26ヶ条からなる前文において、勧告の採択の経緯と理由を詳説し、勧告の本文を7個、すなわち、I. 目的と主題、II. 定義と適用範囲、III. インジャンクションおよび補償のために共通する諸原理、IV. インジャンクションのための集合的正に関する個別の諸原理、V. 補償のための集合的正に関する個別の諸原理、VI. 一般的な情報の提供、VII. 監督と報告の7個の部に分けて‘集合的正メカニズム’ための主要な原理を規定している。以下において、勧告を読みながら、上述2において明らかにされた考慮事項について、その考慮が如何なる勧告内容に帰結しているかを記述することをねらいながら、その概要を得ることにする。

3.1 勧告の目的、主題および射程

3.1.1 勧告の目的と主題

先ず、目的と主題を確認することにしよう。勧告の目的は、EU法に従って付与される諸権利の侵害によって引き起こされる大規模加害の事態において、①正義へのアクセスを促進する、②違法な営業を停止する、および③権利侵害を受けた当事者が補償を取得することを可能にする一方で、④濫用的訴訟を回避するために適切な手続上の安全装置を確保することである（パラ1）。

勧告の対象となっている事柄は、①全ての構成国は国内レベルにおいてインジャンクションおよび補償を目的とする訴訟上の救済（relief）の双方のために、本勧告において提示されている基礎的な諸原理を尊重する集合的正メカニズムを導入すべきものとする、②勧告が提示する諸原理は構成国の異なる法伝統を尊重するものであるとはいえ、EUの全域で共通になるべきである、および、

22) 本稿3において、勧告において提示された集合的正メカニズムのための主要な原理が記述されるが、出典は（ ）の中に勧告に記載されている当該パラグラフの番号によって、例えば、（パラ1）というように表示することにする。

それゆえ③構成国は集合的正手続が公正な (fair)、衡平な (equitable)、時機にかなつた、かつ法外に費用のかからないものとなることを確保すべきである、ということである（パラ2）。

3.1.2 勧告が提示した諸原理の適用範囲と勧告の射程

諸原理の適用範囲は、競争、消費者保護、環境保護、金融サービスや個人データの保護の分野のみならず、集合的正が問題となる全ての分野における事案において適用がある（パラ3の2段）。勧告は、こうした適用の仕方を水平的アプローチと表現している。²³⁾

また、勧告はその名称において、諸原理が‘EU法に従って付与される権利の侵害に関する’ものであることを指示しているが、勧告が及ぶ範囲について前文(6)でこう述べている。

すなわち、

「勧告は、EUレベルにおいて確立されている諸ルールの違反が自然人および法人に対する不利益 (prejudice) を引き起こした、あるいは引き起こすことになる高い蓋然性のある全ての事態に達する。」

勧告の射程が権利侵害の場合に限定されないこと、および、手続上の不利益 (prejudice) に及ぶことが明らかにされていることに注意を与える必要がある。

3.1.3 勧告が提示した‘集合的正’とは何か

勧告において定義されたところによれば、以下の通りである。すなわち、

「‘集合的正’は (i) 違法な振る舞い (illegal behaviour) の停止を、2人以上の自然人もしくは法人によって、あるいは、1個の代表訴訟を提起する当事者適格を付与された一個の法的実体によって、請求する可能性を確保する1個の法メカニズム (インジャンクションのための集合的正)²⁴⁾、(ii) 1個の大規模加害事態において加害されたと苦情を申し立てている2人以上の自然人もしくは法人によって、あるいは、1個の代表訴訟を提起

23) 伝達の表題および勧告前文（4）を参照。

24) 定義によれば、集合的正メカニズムにおいては、単独および複数の自然人および法人がインジャンクションを請求する可能性を確保することが勧告されているように読むことが出来る。この点については確認し、他稿において確定することにしたい。

する当事者適格を付与された一個の法的実体によって、集合的に補償を請求する可能性を確保する1個の法的メカニズム（補償のための集合的正）を意味する。」（パラ3（a））

3.2 主要な共通原理の概要

以下において、集合的正メカニズムの諸原理の概要が記述されるが、上記2で明らかにされた考慮事項によって形成された、大規模紛争事案における集合的正に対するヨーロッパ的アプローチが如何なる共通原理の提示に帰結したかを明らかにするために、便宜的に、次の3項目、すなわち、①正義へのアクセスを促進するための諸原理、②法的に確実で公平な結果を得るための諸原理、③濫用的訴訟に対する安全装置を提供するための諸原理に従って整理しながら、記述を行うこととする。

3.2.1 正義へのアクセスを促進するための諸原理

3.2.1.1 代表訴訟の導入に関する諸原理

集合的訴訟（collective action）は、大規模紛争における請求権を集合的に処理し、訴訟手続上の経済性を確保することによって訴訟提起の可能性を増大させ、正義へのアクセスを促進するものである。勧告は、集合的訴訟の一つの形態として、すでに構成国内に導入されている、多数の被害者の個別の請求権に係る訴訟手続が单一の訴訟手続において共同で進行する集団訴訟（group action）に加えて、大規模紛争の被害者を訴訟当事者とするのではなくそれらの被害者を代表する何らかの‘法的実体’（legal entity）を訴訟当事者とする代表訴訟（representative action）を、EU域内に共通の集合的訴訟の一形態として導入すべきであることを勧告した。なお、勧告された代表訴訟は、アメリカ合衆国におけるクラス・アクションとは異なり、ある個人が代表者として訴訟当事者となることはない。

勧告によれば、代表訴訟においては、インジャンクション請求および補償請求の双方が訴求できる（パラ4）。問題は如何なる‘法的実体’に代表訴訟の当事者適格をどのようにして認めるかであった。勧告は、前文（18）において、当事者適格が認められる法的実体について「代表訴訟の場合、代表訴訟を提起する法的地位は、個別事案ごとに認証される実体に対して、法によって定立された一定の判断基準を満たす代表者の指定を受けた実体に対して、あるいは公

的当局に対して限定されるべきである。」と述べて、さらに、代表者が備えるべき能力について、「当該代表者は当該請求権者の利益を適切な仕方において代表しうる管理能力と財務能力を立証することが要求される。」と規定している。

さらに、当事者適格性を判断する基準については、本文の「III、インジアンクションおよび補償のために共通する諸原理」において3個の基準を規定している。すなわち、

「構成国は代表訴訟を提起するための代表者を明瞭に定義された適格性条件に基づいて指定すべきものとする。それらの条件は少なくとも以下の要件を含まなければならない。すなわち、(i) 当該の‘実体’は非営利の特徴を有すべきである、(ii) 当該の‘実体’の主要な目的と、EU法に従って付与され、侵害されたと苦情を申立てられて、代表訴訟の提起の対象となっている諸権利との間に1個の直接的な関係が存在すべきである、かつ(iii) 当該の‘実体’は金銭的資源、人的資源および法的専門知識の点から見て、多数の請求権者の最上の利益のために行動しながらそれらの請求権者を代表するために十分な能力を有すべきである、ことである。」(パラ4)

勧告は、また、代表訴訟は上述の勧告された基準に基づいて事前に指定された‘実体’、あるいは、1個の代表訴訟のために構成国の国家的公的当局あるいは裁判所によって個別事案ごとに認証を受けた‘実体’によってのみ提起されることを確保すべきであること(パラ6)、さらにまた、構成国はパラ6に規定される代表者に加えて、あるいは、それに代えて公的当局に代表訴訟を提起する権限を付与すべきであることを提案している(パラ7)。

3.2.1.2 代表訴訟における潜在的請求者に対する情報の提供の確保の必要性

(a) 代表者による情報の提供

勧告は、構成国が、潜在的請求者の正義へのアクセスを確保するために、インジアンクションや補償のための代表訴訟において、代表者が訴訟内容についての情報を普及させる可能性を確保することが重要であることを明らかにして、こう述べている。すなわち、

「構成国は、当該の代表訴訟手続の当事者である代表実体が、あるいは当該の請求権者の集団が、請求の対象としているEU法に従って付与される、諸権利の侵害とその侵害を停止するためにインジアンクションを訴求する

それらの者達の意図に関して、また同様に、大規模加害の実態と集合的正的方式において損害賠償を請求する1個の訴訟を提起するそれらの者たちの意図に関して情報を広めることが可能となることを確保すべきである。係属中の補償訴訟に関する情報に関しては、指定代表‘実体’、個別認証‘実体’や公的当局のために、あるいは、請求権者の集団のために、同一の可能性が確保されるべきである」(パラ10)。

情報の提供の手法については、勧告はこう規定している。すなわち、

「情報を広める方法は、当該の大規模加害事案の個別の実態、表現の自由、情報に対する権利、および、ある被告に申立てられている違反あるいは加害に対する責任(responsibility)が裁判所の最終的な判断によって確証される以前においては当該被告の名声もしくは企業価値の保護を受ける権利が存在していることを考慮すべきである。情報を広める方法は、インサイダー取引および市場操縦に関するEU法上の準則に対する不利益を伴なってはならない」(パラ11、12)

(b) 集合的正訴訟の登録による情報の提供

さらに、構成国が集合的正訴訟の単一の登録制度を確立することによって、集合的正訴訟に関する情報を国民に提供すべきこと、および諸構成国の登録制度における情報の首尾一貫性との構成国間の相互運用の必要について、次のように勧告している。すなわち、

「集合的正訴訟の国家的登録が如何なる利害当事者に対しても、電子的手段その他の仕方を通じて、無料で、利用可能にならなければならない。諸登録事項のウェブサイトによる公表は、裁判所によらない方法を含めて、補償入手する利用可能な方法に関する包括的で、客観的な情報へのアクセス手段を供与すべきである。構成国は委員会の支援を受けながら、諸構成国内に設立された諸登録制度に収集された情報の首尾一貫性とそれらの登録制度の相互運用性を確保すべきである。」(パラ36、37)

3.2.1.3 資金調達に関する諸原理

大規模紛争事件を裁判所手続によって解決するためには巨額の資金が必要となる。巨額資金が訴訟原告によってどのようにして調達されるかは、EUにおける集合的訴訟、すなわち代表訴訟や集団訴訟が被害者の個別的利益や集団的利

益を補償し、正義へのアクセスを確保するものとなるか、あるいは、これらの集合的訴訟を通じて違法行為や不法行為を申し立てられている事業者の市場における行動に対して何らかの不当な影響行使する結果をもたらすものとなるかを左右する問題である。それ故、特に、私的な第三者資金が訴訟遂行のために拠出され、利用される場合にどのような規制原理を定立するかが問題となる。勧告は、集合的訴訟の原告が訴訟手続の最初に訴訟維持のために利用する調達資金の財源を明らかにすることが求められることを明らかにした上で（パラ 14）、正義へのアクセスを促進するために、第三者資金制度の導入を許容する一方で、以下において記述される様に、濫用的訴訟の回避のために第三者拠出資金規制に関する原理を規定している（3.2.3.3 参照）。

3.2.1.4 補償のための集合的正においては代替的紛争解決手続の利用可能性を確保すべきこと

勧告は、前文（16）において、多数当事者に対して大規模な加害が発生している事態においては、諸々の代替的紛争解決手続が是正を得る効率的な仕方となりうる場合があることを考慮し、構成国に対して代替的紛争解決手段（ADR）手続が裁判所による集合的訴訟と並んで、あるいはその集合的訴訟における任意手続として訴訟手続中を通じて常に利用可能になるべきであることを明らかにしている。さらに、本文において、集合的代替的紛争解決手段に関して、構成国が和解を奨励する制度を確保すべき義務を負うこと、以下の様な原理として提示している。すなわち、

「構成国は、民事問題と商事問題における調停の諸側面に関するヨーロッパ議会と理事会命令²⁵⁾の諸要件も考慮しながら、大規模加害事態における1個の紛争の両当事者が当該の補償に関する紛争を審理前段階で、および民事の事実審理段階での双方において、諾成的に、あるいは、裁判所の外において和解するよう奨励されることを確保すべきである。」（パラ 25）

さらに、構成国が ADR 手続の利用可能性に関して負う義務の内容を、以下の

25) See, the Directive 2008/52/EC of the European Parliament and of the Council of 21 May 2008 on certain aspects of mediation in civil and commercial matters (OJ L 136, 24.5. 2008, p.3.)

様な規定として提示している。すなわち、

「構成国は、裁判所の集合的正メカニズムが裁判所手続の両当事者にとって、訴訟以前において、また訴訟中を通じて利用可能な集合的代替的紛争解決手段のために適切な手段を伴っていることを確保すべきである。そのような手段の利用は当該事件に関与している当事者の承諾によって決まるべきである。

当該請求に適用のある出訴期間は、両当事者が1個の代替的紛争解決手続の手段によって当該紛争を解決することを試みることに合意した瞬間から開始する期間を通じて、少なくとも、一方当事者あるいは双方の当事者がその代替的紛争解決手続を明示的に撤回する瞬間まで、中断されるべきである。」

集合的和解の結果の拘束力の合法性は当該裁判所によって、関与するすべての当事者の諸利益と諸権利の適切な保護を考慮に入れながら検証されるべきである。」（パラ 26、27、28）

集合的ADR手続きの利用は、集合的インジャンクション訴訟には利用が考慮されていないことに注意をえておく必要がある。

3.2.1.5 EU法違反の認定後の集合的後続訴訟に関する諸原理

勧告は、公的当局がEU法違反、例えば、EU法上の法違反を認定する競争法領域においては、構成国は公的当局の決定を受けて初めて開始する後続訴訟が提起されることを確保すべき義務を負うことを次のように述べている。すなわち、

「構成国は以下のこと、すなわち、集合的正訴訟は、一般原則として、公的当局がEU法違反の成立を認定する決定を採択する権限を付与されている法領域においては、当該の公的当局の何らかの手続がその私的な集合的正訴訟の開始以前に着手されている場合には、明確な結論を出した後で初めて開始すべきであることを確保すべきである。もし、当該の公的当局の手續が当該の集合的正訴訟の開始後に着手される場合には、当該の裁判所は当該の公的当局によって予定される1個の決定と抵触することになるだろう1個の決定を与えることを回避すべきである。右の目的のために、当該裁判所は当該の集合的正訴訟を公的当局の当該手続きが終結するま

で中断しうる場合がある。」（パラ 33）

さらに、後続訴訟の場合の出訴期間や時効期間について構成国が負う義務内容について、以下の様な原理を提示している。すなわち、

「構成国は、後続訴訟の場合において、それ故、加害を受けたと苦情を申立てている人々が、当該の公的当局による手続の明確な結論に先立って、出訴期間や時効期間の満了に起因して補償を追求することが出来なくならないことを確保すべきである」（パラ 34）

勧告は、EU 法違反認定後に集合的後続訴訟の提起を確保することによって、大規模紛争事案における正義へのアクセスを強化することを狙っていると見て良いであろう。

3.2.2 合理的な時間枠組のなかで法的に確實で公平な結果を得るための諸原理

前述の集合的正後続訴訟の確保（3.2.1.4）や集合的正訴訟手続きと接合された集合的代替的紛争解決手続の確保のための諸原理は、大規模紛争事案における被害者の正義へのアクセスを強化すると同時に、被害者の弱小な法的地位を強化し、EU 法の強行をより実効的に確保する点において、手続遂行のための合理的な時間枠組のなかで被害者の諸権利を尊重しながら確實で公平な結果を得るための原理でもある。これらの原理の他に確實で公平な結果を得るために勧告が提示している原理として、裁判所による集合的正訴訟の受理可能性の審査を確保するための原理、インジャնクションの強行の実効性の確保のための原理、および請求当事者の構成のための原理が提示されている。

3.2.2.1 インジャնクションや補償のための集合的正訴訟の裁判所受理審査に関する原理

勧告は、前文（20）において集合的正訴訟制度の濫用を回避するために、かつ正義の妥当な実施のために、法によって定立された基準に適合しない如何なる集合的正訴訟も手続の進行を許されるべきではないと述べて、訴訟手続進行の許容性を審査する制度の導入を提示している。勧告は本文において、構成国が負う義務について、以下の様に規定している。すなわち、

「構成国は、訴訟の最も可能な早期の段階で、集合的訴訟のための諸条件が満たされていない事件および明白に根拠を欠く事件は継続されないと検証を提供すべきである。」（パラ 8）

また、構成国の裁判所が負う義務について、こう規定している。すなわち、「この〔パラ8の〕目的のために、当該裁判所は自ら選んで必要な検討を遂行すべきである。」(パラ9)

3.2.2.2 集合的正訴訟におけるインジャンクションに関する原理

勧告は、①集合的正訴訟におけるインジャンクション請求手続が正当な便宜性を供与するものとなること、および②インジャンクション請求事件の敗訴者に対する制裁がインジャンクションの強行可能性を確保するものとなることを提示している。

上記①について以下の様に規定している。すなわち、

「当該の裁判所および法的資格を有する公的当局はEU法に従って付与される諸権利の1個の侵害の停止を要求する、あるいは、その侵害を禁止するインジャンクション命令のための請求権を、全く正当な便宜性を以て、適切な場合においては、何らかの更なる加害が権利を侵害するせいで損害を引き起こすことを予防するために略式の手続によって取り扱わなければならない。」(パラ19)

また、②については、その強行可能性を確保する手段を以下の様に提示している。すなわち、

「構成国は、敗訴した被告に対して、当該のインジャンクション命令の順守の実効性を確保することを視野に入れて、順守の遅滞について1日毎の定額払いを含む、適切な措置を確立しなければならない。」(パラ20)

3.2.2.3 補償のための集合的正訴訟の請求当事者を構成するための原理

勧告は、補償を求める集合的正訴訟に特有の原理として、以下のようにオプト－インを導入するための原理を定立した。すなわち、

「当該の請求当事者は加害を受けたと苦情を申立てる自然人もしくは法人の明示的な承諾に基づいて形成される（‘オプト－イン’原理）。この原理に対する如何なる例外も、法によって、あるいは裁判所の命令によって、正義の妥当な実施の理由によって正式に正当化されなければならない。」(パラ21)

勧告が補償のための集合的正訴訟にオプト－イン原理を導入する場合について、上述のように例外を設けた理由は明示的に述べられていない。しかしながら

がら、その理由は、委員会内部において、特に競争総局において反トラスト損害賠償訴訟の制度設計過程においてオプト－アウト原理の導入が検討されていたことに関わっていると考えられる。なぜならば、本勧告と同時に公表された反トラスト損害賠償に関する命令の最終法案では、反トラスト損害賠償分野における集合的正メカニズムの導入は規定されずに構成国に委ねられているからである。例外規定は、オプト－アウト原理の導入によって集合的正訴訟が濫用される可能性を回避することを狙うとともに、集合的正メカニズムの制度設計について首尾一貫したアプローチを探るために、委員会内部において本勧告の採択の際になされた妥協によって成立したものであると見ることが出来る。

さらに、勧告は、請求当事者が集合的正訴訟から離脱し、あるいは、同訴訟へ参加することは、当該の集合的正訴訟が判決あるいは和解の成立以前の如何なる時点においても確保されるべきであることを、以下の様に規定している。すなわち、

「集合的正訴訟の請求当事者の一員は、最終的な判決が言い渡される以前の、または、当該事件が判決以外の仕方において有効に和解される以前の如何なる時点においても、個別訴訟における脱退に適用のあるのと同一の条件に従って、その一員が他の方式における請求を追及する可能性が正義の妥当な実施を損なわない場合には、その可能性を奪われないで、当該の請求当事者籍を自由に離脱するとすべきであろう。同一の大規模加害事態において加害されたと苦情を申立てる自然人あるいは法人は、最終的な判決が言い渡される以前の、または、当該事件が判決以外の仕方において有効に和解される以前の如何なる時点においても、当該の請求当事者に参加することが正義の妥当な実施を損なわない場合には、当該の請求当事者に参加することが可能となるようになるべきである。」（パラ 22, 23）

また、勧告は、本文において、被告に対して集合的正訴訟における請求当事者の構成および構成の変更について情報が提供されることを確保すべきであることを規定している。（パラ 24）

3.2.3 濫用的訴訟に対する安全装置を提供するための諸原理

勧告は、前文（15）において「濫用的訴訟文化の展開を回避するために、構

成国に導入される集合的正の諸メカニズムは本勧告において同定されている根本的な安全装置を含むべきである」と断言して、さらにこう続けている。すなわち、「懲罰的損害賠償、侵害的な審理前開示手続、および陪審による賠償金額裁定の要素は、それらの大半はほとんどの構成国の法伝統になじまないものであって、一般原則として回避されるべきである。」

勧告の本文においては、成功報酬制度の導入の禁止（パラ 30）および懲罰的賠償の禁止（パラ 31）が規定されるに止まり、審理前開示手続についての規定を見ることはできない。

3.2.3.1 補償額に関する原理と懲罰的賠償の禁止

集合的正訴訟において個人が取得し得る補償額に関する原理と懲罰的賠償禁止の原理が、以下の様に規定されている。すなわち、

「1個の大規模加害事態において加害を受けた自然人あるいは法人に対して裁判される補償は、請求が個別訴訟の手段によって追求された場合に裁定されることになるだろう補償を超過すべきではない。とりわけ、懲罰的損害賠償は、請求当事者の利益になる過剰補償をもたらすため、禁止されるべきである。」（パラ 31）

3.2.3.2 成功報酬制度の導入の禁止

勧告は、成功報酬制度の導入の禁止が弁護士の側に訴訟への動機付けを創り出さないために必要であることを説述し、その原理を以下のように定立している。すなわち、

「構成国は、弁護士報酬と弁護士報酬の計算方法が当該手続の全ての当事者の利益の見地から不必要である訴訟への何らかの動機付けを創り出さないことを確保すべきである。構成国はそのような動機付けを創り出すリスクを有する成功報酬を許容すべきではない。成功報酬を例外的に許容する構成国は集合的正訴訟事件における成功報酬について適切な国家的な規制を、とりわけ、当該の請求当事者の成員が有する完全な補償に対する権利に配慮をしながら供与すべきである。」（パラ 29、30）

3.2.3.3 第三者拠出資金の利用を取決めるための原理

勧告は、前文（19）において、EU 域内における私的第三者拠出資金の利用は、同資金が集合的正訴訟制度の濫用あるいは利益衝突をもたらすことがないよ

うな仕方において取決められるべきであることを確認し、本文において次の様な取決めの原理を定立した。すなわち、

「裁判所は、もし、第三者によって拠出される金銭的資源が利用されるとき、以下の場合においては、当該手続を停止することが許されるべきである。すなわち、(a) 当該の第三者と請求当事者およびその構成員との間に利益衝突が存在する場合、(b) 当該の第三者が集合的正訴訟手続に着手した請求当事者に対する金銭的約定を守るために不十分な資源を有している場合、(c) 請求当事者が、万一、当該の集合的正手続が成立しないとき、その際に生じる何らかの不運な費用に対応するために不十分な資源を有している場合に停止できる」(パラ 15)

このような規定の仕方において、勧告は、第三者拠出資金の利用が同資金に利益衝突と資力の不十分さが存在しない場合に、集合的正手続への同資金の利用の導入を提案している。さらに、勧告は、第三者資金の拠出者が私人であるときの禁止行為について、以下の様に規定している。すなわち、

「構成国は、1 個の集合的正訴訟がある私人の第三者により資金を供給されている場合には、当該の私人第三者が以下の行為を行うことは禁止されることを確保すべきである。すなわち、私人第三者が (a) 請求当事者の手続上の、和解も含む諸決定に影響を与えることを希求すること、(b) 当該の資金提供者の競争者である或る被告に対する、あるいは、当該の資金提供者が依存する或る被告に対する 1 個の集合訴訟のための資金提供を行うこと、(c) 提供する資金に過度の利息を課すことである。」(パラ 16)

以上の様に、インジャンクションおよび補償のための集合的正訴訟への資金提供に関する一般原理に加えて、さらに、補償のための集合的訴訟の資金調達に関連して、資金提供者への報酬、拠出基金への還付利益率について、次のような規制を定立している。すなわち、

「構成国は、集合的訴訟のための資金提供の一般的原理に加えて、私的第三者により補償のための集合的訴訟へ資金提供が行われる場合について、資金提供者に対して支払われる報酬あるいは資金提供者によって課される利息を、成立する和解金の総額もしくは裁定される補償金の総額に基づいて決定することは、資金提供の取決めが両当事者の利益を確保するために公

的当局によって規制されていない場合には、禁止されるべきである。」(パラ 32)

4. 集合的正メカニズムの特徴点と構造

4.1 特徴点

本勧告によって集合的正メカニズムは、今後、構成国内において導入の検討が行われるが、その特徴点として以下の諸点を見て取ることが出来る。すなわち、

第1に、集合的正メカニズムは、インジャンクションと補償のための集合的正訴訟手続 (collective redress action procedure)、公的当局による EU 法の強行手続、および代替的紛争解決手段手續の要素からなる、单一の集合的正手続を提示していること。

第2に、集合的正メカニズムにおいては、EU 法の私的強行制度としての集合的訴訟手続や集合的代替的正手続と公的当局による EU 法の強行手続とが補完的に協働しながら機能するよう設計されていることである。

第3に、同メカニズムは、その適用範囲が、競争、消費者保護、環境保護、金融サービス、個人データ保護等の分野に限定されずに、EU 法の違反が生じるすべての分野に及ぶものとして提示されていること。

第4に、集合的正メカニズムは EU 法の強行の実効性の強化と手続上の経済的効率を達成することを目的として設計されているが、そのため、その適用対象は EU 法に従って市民や中小企業に対して付与される権利を侵害する EU 法違反行為に止まらないで、自然人および法人に対する訴訟手続上の不利益 (*prejudice*) を引き起こした、あるいは引き起こすことになる高い蓋然性のある全ての EU 法違反行為にまで及ぶことである。

第5に、大規模紛争処理メカニズムは、一般的に主要な目的として、その主要な目的の点においてはヨーロッパの集合的正メカニズムも同じであるが、ある同一の法違反行為によって引き起こされる多数の法律上の請求権をある一個の集合的正訴訟手続きに束ねることによって被害者側において訴訟手続上の経済的効率性を確保し、正義へのアクセス遂行を促進するものとして設計さ

れている。しかし、ヨーロッパ的メカニズムは、単一の集合的是正手続として、集合的代替的紛争解決手段を重要な構成要素として組み込み、さらに、他の構成要素、すなわち、集合的是正訴訟および公的当局によるEU法の強行手続との間を接続させている点において、手続上の経済的効率性に止まらずに、潜在的請求権者の交渉能力を強化し、大規模紛争事案の被害者を放置する性向を有する不公正な市場をより実効的に是正する可能性を高めた制度設計となっていることである。

第6に、集合的是正メカニズムは、市民や企業（特に、中小企業）のために正義へのアクセスを改善する一方で、アメリカ合州国様式のクラス・アクションの‘有毒なカクテル’の要素を排除し、アメリカ様式が実証する（と考慮された）根拠を欠いた請求や濫用的訴訟のリスクの回避を達成するものとして設計されていることである。

4.2 集合的是正メカニズムは3個の要素からなる一体構造を成していること

集合的是正に対するヨーロッパ的アプローチの結果として勧告された集合的是正メカニズムは、以下の3個の要素、すなわち、①公的当局によるEU法の強行手続、②個人や集団あるいは法的実体によるインジャンクションと補償のための集合的是正訴訟によるEU法の強行手続、および③個人や集団あるいは法的実体による集合的代替的紛争解決手段や和解によるEU法の強行手続の要素から構成される、一体構造を成している。つまり、それらの3個の要素の各手続きは、既述されている様に、公的当局によるEU法違反確定後の集合的後続訴訟制度、集合的是正訴訟における許容性審査の際の認証手続、代替的紛争解決手続が到達した結果の合法性に関する裁判所による検証、および第三者拠出資金の規制手続等の仕組みを通じて、最終手段としての裁判所手続きと結び付けられ、裁判所によって統御されるからである。

集合的是正メカニズムは、裁判所が接続点を成している、3個の要素からなる一体構造を成している。従って、同メカニズムは、集合的是正に対するヨーロッパ的アプローチが創出したヨーロッパに特有な大規模紛争処理メカニズムであると見ることが出来るのである。

5. 結び —— ヨーロッパの集合的正メカニズムが内包する問題点

本稿はアメリカ合州国様式のクラス・アクションの導入を否認したヨーロッパ的メカニズムの形成過程と特徴点を明らかにすることを試みたものに過ぎない。

ところで、本勧告において提示されたヨーロッパ的メカニズムが多数の個別の被害者に対して十分かつ実効的な是正手段を提供し、大規模紛争事案を適切に解決するメカニズムとして機能するためには、先ず、何よりも、諸々の集合的正手続が実際に利用される必要がある。それ故、ヨーロッパ的メカニズムにとって現実に存在する真の問題とは、諸々の集合的正手続が手続の当事者や遂行者に対して利用のための動機付けを供与するものとなっているかである。

そこで、本稿は、最後に、ヨーロッパ的メカニズムについて実際的利用の促進のための動機付けの供与の観点から観察するとき、同メカニズムが内包していると考えられる問題点について言及し、記述を閉じることにする。その問題点とは、集合的正メカニズムが諸々の集合的正手続の当事者や遂行者に対して、それらの者が当該の手続を利用し、進行させ、遂行させるために必要かつ十分な動機付けを与えていたか否か、という問題である。

このヨーロッパ的メカニズムについては、委員会は、同メカニズムが諸費者保護団体や中小企業団体によって唱導される正義へのアクセス権の確保の強化を目指すアプローチを探る一方で、大企業やビジネス界によって支持される根拠を欠く訴訟や濫用的訴訟を回避するアプローチを重視して、アメリカ合州国のクラス・アクションを回避しながら、2個のアプローチの間に整合性を確保し、均衡させるというヨーロッパ的アプローチを探ったことを強調している。²⁶⁾ この均衡アプローチの結果として、ヨーロッパ的メカニズムは、被害者に対しては、手続上の経済的効率性を追求できる代表訴訟手続、集合的代替的紛争解決手続、集合的後続訴訟手続、第三者拠出資金の利用制度等を用意することに

26) 正義（あるいは、司法）総局担当のヨーロッパ委員会副委員長が韓国の公表に際して発表されたプレス・リリースにおいて強調している See, European Commission – IP/13/524 11/06/2013

よって正義アクセスへの経済的な動機付けを増強する一方で、諸々の集合的正手続を進行させ、遂行する弁護士に対しては、懲罰的損害賠償や成功報酬制度の導入を拒否し、第三者拠出資金の規制を強化することによって、集合的正手続への経済的動機付けを弱化させ、減少させている。

このようなヨーロッパ的メカニズムにおける集合的正手続に対する弁護士の経済的な動機付けの弱化と減少は、果たして、諸々の集合的正手続の利用の促進を低下させる結果をもたらすことにならないであろうか。それ故、ヨーロッパ的メカニズムが適切に機能し、集合的正手続の利用が促進され、EU法によって付与される諸権利が十分かつ実効的に保障されるためには、構成国内において、被害者の利用促進のための経済的な動機付けの充分な強化の確保について、勧告された共通原理に基づく構成国内の集合的正手続における損害や因果関係の立証手続や、個人の補償額の確定手続等の具体的設計（勧告においては、補償の入手方法をウェブサイトによって公表することや懲罰的損害賠償の禁止が提示されているのみ）に際して、適切かつ十分な考慮が行なわれ得るかが重要になるであろう。

さらに被害者側の動機付けにおける経済的効率性の強化に加えて、他の何らかの動機付けが制度的により強化される必要があるのではないだろうか。すなわち、公共の利益の実現を制度的に担っている公的当局と裁判所が集合的正手続の利用促進に如何なる役割を果たすかが問われることになると言つて差支えがない。その意味で、①集合的後続訴訟に係る公的当局によるEU法違反の確認と違反情報の提供、②裁判所による第三者拠出資金の取り扱い、さらには③集合的代替的紛争解決手段の利用可能性の増大が重要な問題となることであろう。

EU域内において本勧告に従つてこれから設計され、導入されるヨーロッパ的メカニズムにおける集合的正手続の個別的、具体的な内容については、如何なる動機付けが強化されているかの観点から、また、ヨーロッパ的メカニズムがアメリカのクラス・アクションに代わり世界標準として何らかの影響力を持つことになるのか等の観点から、別稿において分析することにする。

このようにして、構成国は本勧告の採択によって、国内に既に存在する関連法制度を基礎としながら、本勧告によって提示されたEU域内に共通の諸原理

を尊重した集合的正メカニズムを導入していく義務を負うことになった。勧告によれば、構成国は、勧告後の少なくとも2年以内にこうしたメカニズムを導入することが義務付けられ、また、導入実施後においては、少なくともその導入の2年後には、構成国が提出する年次報告に基づき委員会による評価を受けなければならない。場合によっては、本勧告以外のさらなる他の法的措置が講じられる必要があるか否かが検討されることになる。

最後に、本年5月末に、消費者保護紛争処理に関する2個の重要なEU立法が制定されたことに言及しておきたい。すなわち、消費者保護紛争のための代替的紛争解決に関する命令²⁷⁾および消費者保護紛争のためのオンラインによる紛争解決に関する規則である。これらの制定法がEU全域において導入される集合的正メカニズムにおいてどのように機能するかについても、別稿で検討する予定である。

(本学法学部教授)

27) Directive 2013/11/EU OF the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on alternative dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC

28) Regulation (EU) No 524/2013 of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on online dispute resolution for consumer disputes and amending Regulation (EC) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC (Regulation on consumer ODR)

